

AO オフィスの延長と ISSB

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス（AO オフィス）の設置期間の延長が決まり、少なくともあと5年は東京に置かれることになった。同時に、AO オフィスが、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の拠点としても活用されることが決まった。本稿では、AO オフィスのこれまでの活動を振り返り、ISSB の拠点としての機能も含め、今後の課題にも触れたい。文中意見にわたる部分は筆者の私見であり、財団の見解ではないことをお断りする。

2. AO オフィスの延長

AO オフィスは、2011年2月の評議員会議で、東京に設置されることが決まった。当時、AO オフィスの誘致には北京も立候補していたことから、中国に配慮し、10年後に設置場所を見直すことが合意された。

AO オフィスの設置期限の到来に先立ち、金融庁および財務会計基準機構（FASB）を事務局とするIFRS対応方針協議会は、2021年8月に財団に書簡を送り、AO オフィスに対する

拠出を今後も継続するとともに、ISSB に対する拠出も行う用意があることを表明し、AO オフィスをISSBの拠点として活用することを提案した。

日本政府は、2021年11月に鈴木俊一金融担当大臣名で財団に書簡を送り、AO オフィスをISSBの拠点として活用することを要望し、民間からの拠出とは別に日本政府もISSBに拠出することを表明した。2021年12月には、黄川田仁志金融担当副大臣がIFRS財団評議員会議長とオンラインで会談し、あらためてAO オフィスの活用を要請した。

このあと、評議員会は、2021年12月下旬に書面審議を行い、AO オフィスの設置期限を延長することと、AO オフィスをISSBの拠点としても活用することを決議した。アジア・オセアニア地域におけるISSBの拠点としては、東京と北京が候補となっていたが、北京については現在も検討中である。

3. 10年間の足跡と今後の課題

(1) 日本におけるIFRS基準の適用促進

AO オフィスは、開設以来3つの目的に向けて活動してきた。1つ目の目的は、日本におけるIFRS基準の任意適用の促進である。

AO オフィスは、日本国内の企業、業界団体からのご意見、ご質問を国際会計基準審議会 (IASB) に繋ぐとともに、金融庁、東京証券取引所、FASF、企業会計基準委員会 (ASBJ)、日本公認会計士協会 (JICPA)、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会などの関係先と連携し、IFRS 基準の任意適用の拡大を目指してきた。

各企業、関係先のご尽力により、AO オフィス開設当時約 10 社であった IFRS 適用企業は 2021 年 10 月末時点では 256 社となり、うち上場企業 248 社の時価総額は、全上場企業の時価総額の 44.6% となった。

コロナ以降、対面による意見交換が難しくなっているが、オンラインセミナー、ビデオ会議などを通じて、関係者とのコミュニケーションの機会を最大限確保していきたい。特に、ISSB に関しては、最新の動向を共有できるよう情報発信に努め、関係者のご意見、ご質問を IFRS 財団、ISSB に繋ぐ役割をしっかりと果たしたいと考えている。

今後は、IFRS 会計基準 (IASB 基準) のみならず、IFRS サステナビリティ開示基準 (ISSB 基準) の適用促進も AO オフィスの目的に含まれてくる。ISSB 基準が、日本国内でどのように適用されるのか、その議論はまだこれからであるが、AO オフィスとしては、関係者のご意見を伺いながら、さまざまな可能性について検討したいと考えている。

(2) アジア・オセアニア地域における IFRS 基準の適用支援

AO オフィスの 2 つ目の目的は、日本を含むアジア・オセアニア地域における IFRS 基準の適用支援である。AO オフィスは、国内外の関係先のご協力を得て、日本を含むアジア・オセアニア地域とのエンゲージメントに取り組んできた。

作成者、利用者、監査人向けの活動としては、JICPA 主催の IFRS セミナー (日英同時配信)、日本・韓国・シンガポールの会計士協会共催の IFRS ウェビナー、ASEAN 会計士連盟 (AFA) 主催の IFRS ウェビナーなどへの参加がある。規制当局との関係では、グローバル金融連携センター (GLOPAC) のプログラム、証券監督者国際機構 (IOSCO) のアジア太平洋地域委員会 (APRC) の会議での講演などがある。会計基準設定者との関係では、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 会議、日中韓 3 国会議への参加などがある。

これまで、IASB 基準に関しても、アジア・オセアニア全域をカバーする適用支援が十分にできていたとはいえない。ISSB 基準に関しては、ステークホルダーの範囲がさらに広い。AO オフィスとしては、これまで接点のなかったステークホルダーとの関係構築が今後の課題の一つとなる。エンゲージメントの輪を広げるにはどのような方法が考えられるか、ステークホルダーのご意見を伺いながら検討したい。

AO オフィスは、これまでエンゲージメントを専任とするスタッフを置いていなかったが、日本およびアジア・オセアニア地域全域を対象として ISSB 基準の適用支援を行っていくためには、エンゲージメント専任のスタッフの配置が必要と考えている。

(3) IFRS 基準の基準設定への参画

AO オフィスの 3 つ目の目的は、IFRS 基準の基準設定への参画である。現在 AO オフィスのテクニカルスタッフは、IASB のプロジェクトチームのメンバーとして、ロンドンのスタッフと同様に基準設定業務に従事している。

AO オフィスへのテクニカルスタッフの配置は 2014 年に開始された。歴代の AO オフィスのスタッフに対するロンドン側の評価は総じて

高く、AO オフィスに割り当てられるプロジェクトの数も増加した。現在、AO オフィスのスタッフが担当しているプロジェクトは、「マネジメント・コメンタリー (IFRS 実務記述書第1号の修正)」、「IFRS 基準の一貫した適用」、「交換可能性の欠如 (IAS 第21号の修正)」などである。

IASB 基準の基準設定に関しては、当面は、現在のスタッフ2名体制を維持するが、将来的には増員を目指したい。ロンドンに駐在しなくても、IASB の基準設定プロセスに参画できるという AO オフィスの特典は今後も維持したい。

ISSB 基準に関しては、マルチロケーション (拠点分散型の運営) であることから、AO オフィスも ISSB 基準の基準設定に参画することになると考えられるが、各拠点の規模・役割はまだ決まっていない。AO オフィスは、アジア・オセアニア各国出身のスタッフでバランスよく構成されることが望まれる。

4. AO オフィスの運営費用

AO オフィスの運営費用は、これまで、FASB の AO オフィスに対する拠出金の上限金額の範囲内であったが、今後、ISSB 関連費

用が加わるとその上限を超える。超えた部分は、IFRS 財団の資金で賄われることになる。

5. おわりに

ISSB に関しては、2021 年 12 月にエマニュエル・ファベール議長が、2022 年 1 月にスー・ロイド副議長が選任された。理事の公募は開始されており、2022 年 2 月から面接が開始されている。このあと理事が選任され、ISSB の最初の審議会が開催される。気候変動基準を含む最初の ISSB 基準の公開草案の公表、アジェンダコンサルテーションの開始も予定されている。AO オフィスとしては、ISSB の最新動向について最新の情報を共有し、AO オフィスの今後のあり方について意見交換させていただきたいと考えている。

2022 年 10 月に AO オフィスは開設 10 周年を迎える。この間、歴代の評議員、IASB 理事をはじめ、関係者の方々からは多大なるご指導をいただいた。また、AO オフィスの延長に関しても、国内外の関係先から全面的なご支援をいただいた。この場をお借りして心より御礼を申し上げるとともに、今後もさらなるご支援をお願い申し上げたい。